

退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月三十一日

徳島県人事委員会委員長 坂 田 千代子

退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

退職手当の支給に関する規則（規則六 一〇）の一部を次のように改正する。

第三十四条に次の一項を加える。

2 条例第十四条第四項、第十五条第五項、第十六条第三項及び第十七条第八項において読み替えて準用する徳島県行政手続条例（平成七年徳島県条例第四十八号）第十五条第四項の人事委員会規則で定める方法は、退職手当管理機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と公示事項（同項に規定する公示事項をいう。第一号において同じ。）の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（退職手当管理機関の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- 一 退職手当管理機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの
- 二 インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの

附 則

この規則は、令和八年五月二十一日から施行する。